

4月1日から

自転車の安全な利用の 推進に関する条例

を施行しました



ヘルメットの着用



損害賠償保険の加入

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代に広く普及している最も身近な交通手段ですが、交通ルールが守られないことによる事故の発生が心配されます。

そこで、春日井市はだれもが自転車の交通ルールを守り、マナーやモラルを高め、安全で安心な自転車の利用の推進を目的とした条例を施行しました。

春日井市交通安全推進協議会

自転車の交通ルールを守りましょう

自らが事故に遭わない、起こさないためにも、「止まれ」の標識があったら、一時停止で確認することや夜間はライトを点灯するなど、自転車の交通ルールを守り、安全利用に努めましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう！

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道左寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



自転車損害賠償保険に加入しましょう



令和2年10月1日から、市内で自転車を利用する方は、自転車損害賠償保険等の加入が条例により義務化されます。

保険は、自転車利用者向けの保険のほか、自動車保険や火災保険、傷害保険、クレジットカードに付帯されたものがあります。また、自転車安全整備店で点検整備を行い、基準に合格した自転車に貼付される「TSマーク」に付帯される保険もあります。

万が一の交通事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しているか、今一度見直しましょう。

自転車乗車用ヘルメットをかぶりましょう

自転車の死亡・重傷事故の多くは、頭部の損傷が原因となっています。

自転車に乗るときは、命を守るヘルメットをかぶりましょう。

種類や色、タイプがさまざまなヘルメットがあります。自分にあったヘルメットを選びましょう。

